

青森県報

第三千八百五十五号

平成二十六年
六月十三日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………

(健康福祉課) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………

(同) …… 一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………

(高年齢福祉課) …… 二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………

(同) …… 二

道路の区域の変更……………

(道路課) …… 二

道路の供用の開始……………

(同) …… 三

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約(平成二十六年度)に係る一般競争入札……………

(情システム課報) …… 三

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) …… 五

告 示

青森県告示第四百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	留目 潮	三戸郡南部町大字大向	健康長者治療院	八戸市根城九丁目五の二・春山ビル二階	平成二六・四・一
変更後		留目 潮	和楽堂治療院	八戸市根城四丁目八の一五	

青森県告示第四百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
留目 潮	三戸郡南部 大字大向 字明土二八	氏 名
院 和楽堂治療	健康長者治 療院	住 所
の 一五	八戸市根城九丁目五 の二 春山ビル二階	名 術 所 称
	八戸市根城四丁目八	施 術 所 の 所 在 地
	平成 二六・四・一	変 更 日

青森県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

高医療法人 人会	つがる 北五 連合 域西	平川市	平川市	氏名称又は 名	指定居宅サービス事業者
の保八 七字戸 二西市 平大 二五久	木五所 町一川 二原 の市 三三 の字 三三 の岩	平川市 山二五 の六 の六	平川市 山二五 の六 の六	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービスの種類
訪問介 護	訪問看 護	居宅療 養管理 指導	訪問看 護	名 称	居宅サービス事業所
じけ いア トも サポ	つがる 北五 連合 域西 中央 病院	平川市 民健康 保険 診療 所	平川市 民健康 保険 診療 所	所 在 地	届 出 日
二久八 五保戸 の字市 七西大 二平大	布五所 屋川 町原 四市 一四 一五 の字 二平 の字 二平	平川市 藤山四 七の 一	平川市 藤山四 七の 一	年 月 日	廃 止 日
"	二六 ・五 ・八	"	平成 二六・四 ・三	"	年 月 日
二六 ・六 ・一〇	"	"	平成 二六・三 ・三	"	"

青森県告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

高医療法人 人会	つがる 北五 連合 域西	平川市	平川市	氏名称又は 名	指定介護予防サービス事業者
の保八 七字戸 二西市 平大 二五久	木五所 町一川 二原 の市 三三 の字 三三 の岩	平川市 山二五 の六 の六	平川市 山二五 の六 の六	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サービスの種類
介護防 護	訪問看 護	介護防 護	介護防 護	名 称	介護予防サービス事業所
じけ いア トも サポ	つがる 北五 連合 域西 中央 病院	平川市 民健康 保険 診療 所	平川市 民健康 保険 診療 所	所 在 地	届 出 日
二久八 五保戸 の字市 七西大 二平大	布五所 屋川 町原 四市 一四 一五 の字 二平 の字 二平	平川市 藤山四 七の 一	平川市 藤山四 七の 一	年 月 日	廃 止 日
"	二六 ・五 ・八	"	平成 二六・四 ・三	"	年 月 日
二六 ・六 ・一〇	"	"	平成 二六・三 ・三	"	"

青森県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	戸 来 十 和 田 線	十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九から 十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九まで	後	八・〇〇メートルから 八・〇〇メートルまで	一三・〇〇メートル	
				前	一四・七〇メートルから 一四・七〇メートルまで	一三・〇〇メートル	

青森県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九から 十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九まで	平成六・六・三

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約（平成二十六年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に

関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限
平成二十六年七月九日 午後五時

5 提出場所
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七 七三四 九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限
平成二十六年七月二十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時
青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階会計管理課入札室
平成二十六年七月二十五日 午後二時三十分

七 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二

号の規定により免除する。
八 契約保証金に関する事項
入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等
入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十六年年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年年度から平成三十年年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、平成三十一年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender :

5:00 p.m. July 24, 2014

3 Contact point for the notice :

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

平成二十六年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年六月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、六八五人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二四一、七七八人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区	七、四〇四人
西津軽郡選挙区	六、〇〇五人
南津軽郡選挙区	六、六七九人
北津軽郡選挙区	八、〇五一一人
上北郡選挙区	二八、二一九人
三戸郡選挙区	二〇、七〇八人
青森市選挙区	八二、三六五人
弘前市選挙区	五〇、三七七人
八戸市選挙区	六五、一四六人
黒石市選挙区	九、八九〇人
五所川原市選挙区	二〇、〇一二一人
十和田市選挙区	一七、七三四一人
三沢市選挙区	一一、〇二一人
むつ市選挙区	二二、〇九六一人
つがる市選挙区	九、九九三人
平川市選挙区	一一、三七七一人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭